

論文

古代の大内盆地（周防国吉敷郡八田郷）における支配構造
—GISを利用した歴史的景観の分析をふまえて—

渡辺 滋・倉田 研治

はじめに

大内盆地（図1A・図1B）は、宮野盆地などとともに、山口県中央に広がる山口盆地を構成する主要要素の一つである。

この地域の歴史については、中世後期に中国西部から九州北部に至る広範囲を支配下に置いた「大内」氏の名称の由来ということや、当地に大内氏の菩提寺が存在したこと

などが注目されてきた。ただし、もともと達良郷（佐波郡）を本貫としていた多々良氏の一流が、八田郷（吉敷郡）^①（図2）の大内盆地へと進出し大内氏を名乗るようになる時期やその経緯について、先行研究ではほとんど明らかにされていない^②。また、彼らが進出する以前の大内盆地内の歴史的な展開過程についても、十分に検討されていない。

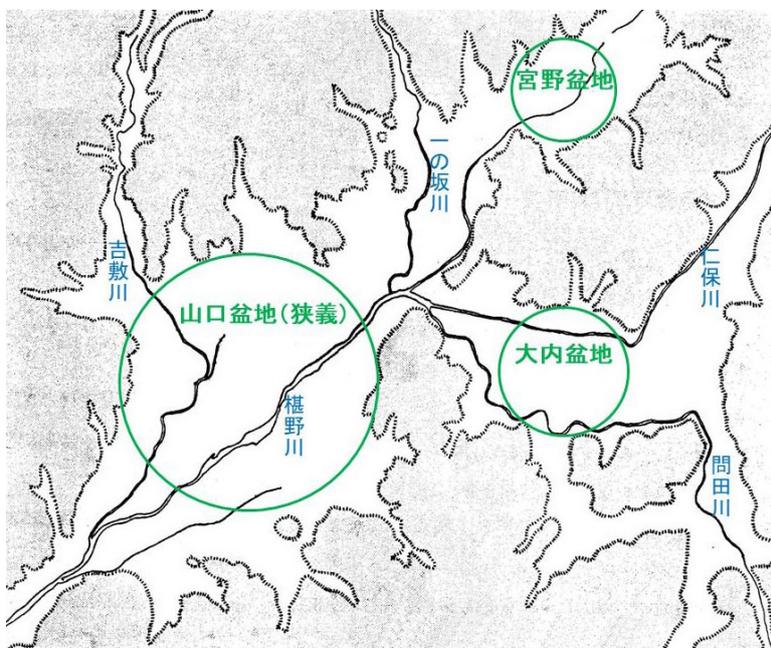


図1A 「山口盆地の全体図」

そこで本稿では、この地域で人々が生活し始めた段階までさかのぼり、その後、律令制施行の過程で「八田郷」が成立する段階を経て、そこに多々良氏が進出し、さらには旧来の勢力をしのいで単独の地域支配を確実にするまでの諸段階を検討する。

具体的には、文献・考古などの分野における諸資料に加えて、GIS（地理情報システム）を利用した最新の分析成果もふまえ^③、古代から中世初期にかけての大内盆地の歴史的な変遷を多角的に解明したい。近年、大内氏をめぐって研究は全体としては盛況だが、その一方でテーマによって研究密度の濃淡の差が目立つ現状もある。本稿における検討によって、そうした状況がいささかなりとも改善するのではないかと期待している。



図1B 「大内盆地の俯瞰図」

第一節 令制施行以前

大内盆地において、本格的な人の生活の痕跡が見え始めるのは、弥生時代以降である。この時期の集落は、盆地北部では、興隆寺跡遺跡（海拔三六m前後）・仏供田遺跡（海拔三七m前後）などの微高地や、のちに大内氷上古墳（海拔八〇m）が造成される丘陵に散在する。また盆地西南部でも、問田片川遺跡（海拔三三〜五〇m）のような微高地に検出されている⁽⁴⁾。つまり弥生時代における拠点は、平地に位置する仁生遺跡（土坑・柱穴などが検出）を除き仁保川北岸（盆地の北辺）や問田川南岸（盆地の南辺）などの微高地・丘陵上に点在していたと考えられる。なおこのうち、大内氷上と問田片川に所在する集落遺構は、いわゆる高地性集落と推定され、おそらくは、より低い場所にあった拠点集落とリンクする形で機能していた施設と推測される。とくに、このうち後者は、そこからの可視領域を念頭に置くと、仁保川上流域（後述する

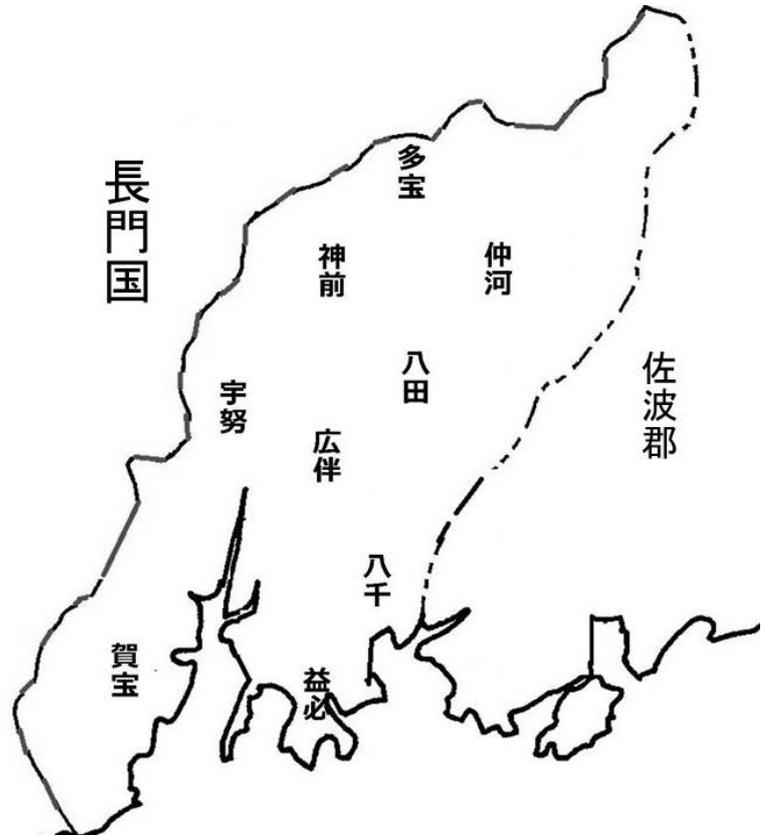


図2「吉敷郡内の郷配置図」

盆地北東部の長野地区の勢力）への監視を主目的に設置されていた可能性が高い。（図3）

ところが古墳時代に入ると、仁保川北岸では掘立柱建物群（御堀遺跡）一カ所を除き、生活の痕跡がほぼ消滅する。移転先について現状では明確に確認されていないが、一般に弥生時代の生活範囲は丘陵部の辺縁（水系の上流部）に集中する傾向があり、河川下流に近接して流路管理が必要となる低地の開墾は古墳時代以降とされる⁽⁵⁾。こうした傾向を踏まえると、前述した微高地上の集落遺跡が消滅した後、古墳時代の集落は、現状では発掘調査が進んでいない大内盆地の中心部（仁保川の流路と問田川の流路に挟まれた平野部）に形成されて

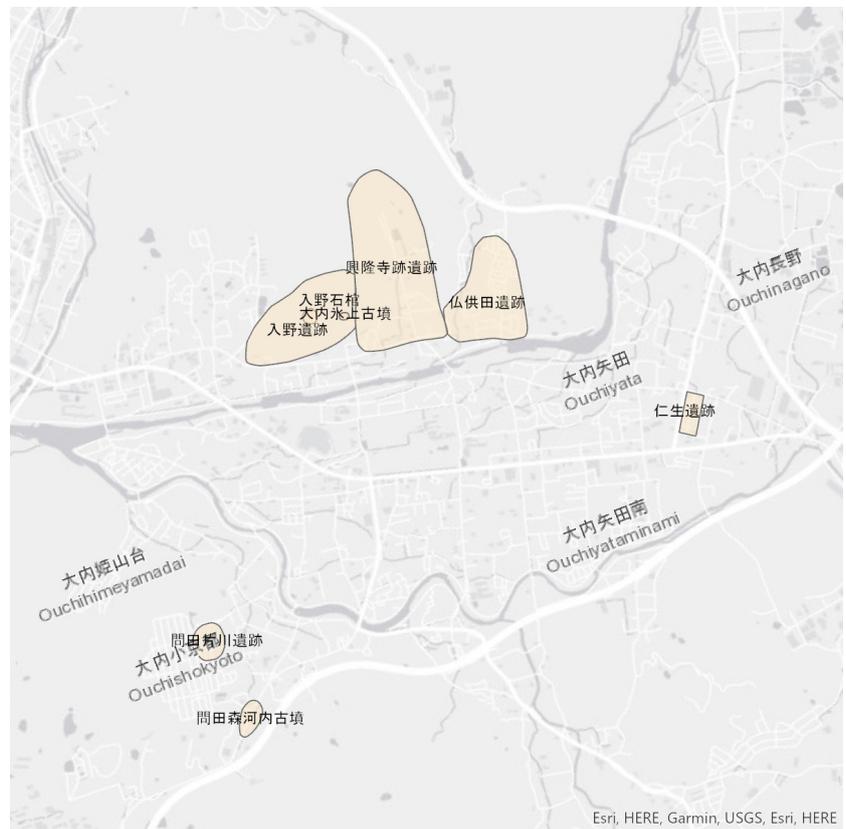


図3:弥生時代の遺跡分布

こうして生活拠点が丘陵の辺縁から平野部の河川流域へと移転した一方、北辺の丘陵地は別の用途で継続利用されていた。たとえば弥生終末期以降に形成された高尾古墳群（大内御堀字山田）は複数の箱式石棺墓や円墳で構成されるが、その規模から村落首長クラスの人々を葬ったものと推定される。この古墳周辺の流土中から、須恵器片とともに和同開珎（七〇八年発行）二枚が出土していることは、このエリアが奈良期以降まで継続利用された墓域である可能性を示唆している⁽⁶⁾。なお、この古墳群からの可視領域（周辺地域からすれば、この古墳群を見ることが出来る範囲）は、大内盆地西部の千坊から中央部の矢田にかけて、つまり盆地の西半分をカバーしている。一方で、仁保川上流域はもちろん、後述する大塚古墳群や下長野遺跡のエリアには及んでいない（図5

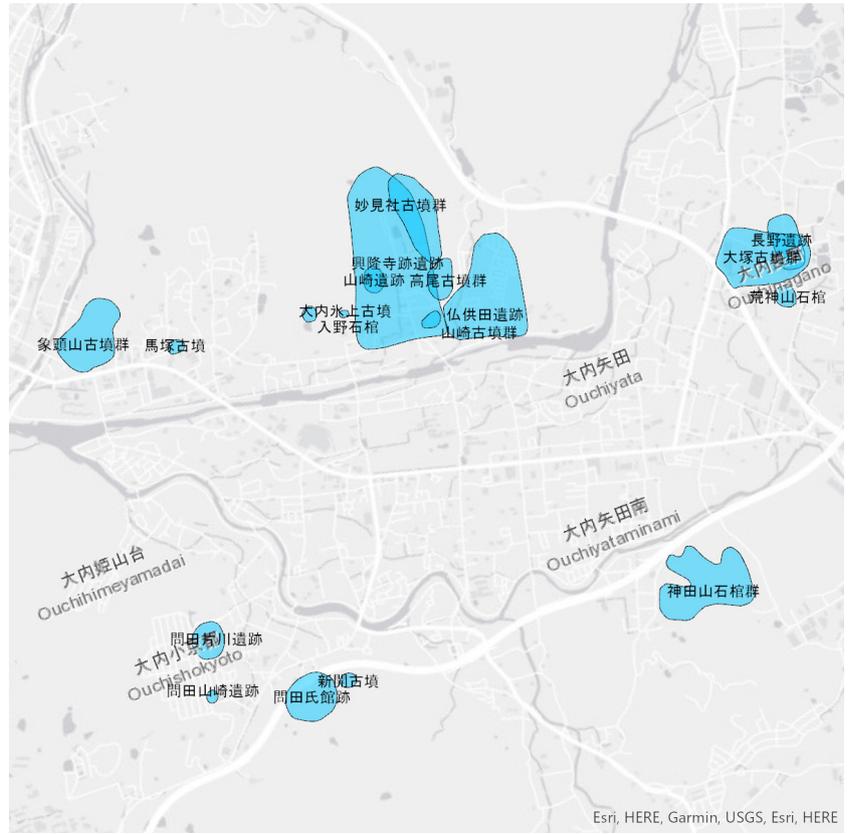


図4:古墳時代の遺跡分布

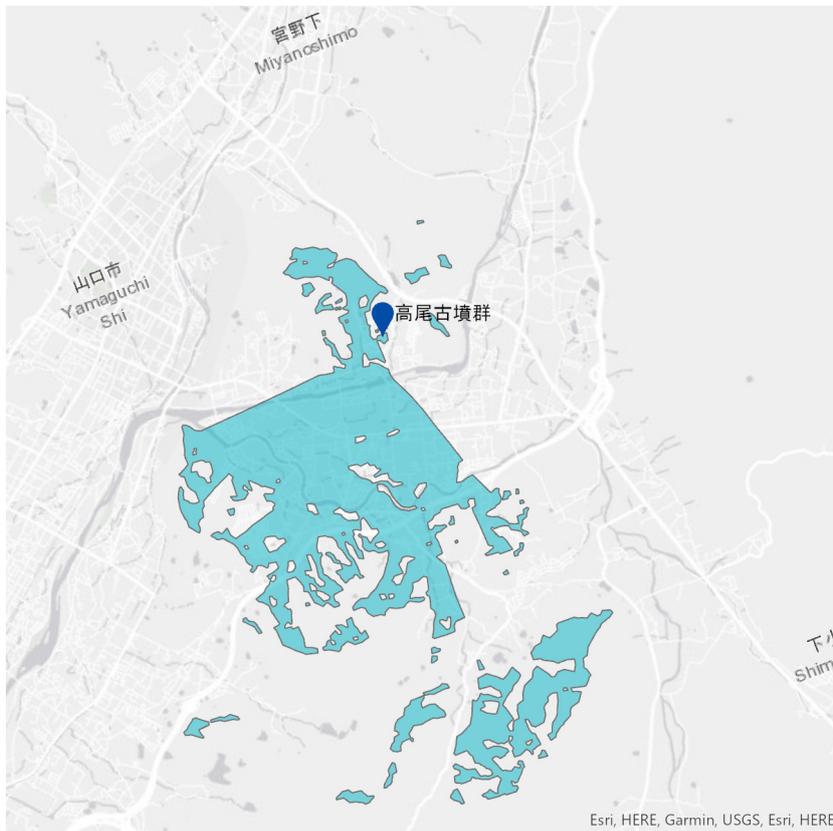


図5:高尾古墳群からの可視領域

?)。こうした領域の設定は、この古墳群の被葬者たちの生前の生活領域が盆地の西部～中部にかけての地域だったことを示している。この地域に墳墓を作り続ける現象は、周辺でも複数確認されている。たとえば高尾古墳群の西隣の尾根に築かれた大内氷上古墳（大内御堀字山根、五世紀中葉から後半の前方後円墳）は、弥生時代の高地性集落の跡地に築かれている。この古墳からの可視領域を検討しておくと、さすがに盆地東方の大塚古墳群や下長野遺跡までは含まないとはいえ、前述の高尾古墳群とは異なり、盆地のほぼ全域をカバーしている点が注目される（図6）。この盆地全体を見回しても、ここまで広い眺望範囲を誇る事例は他に見られず、この古墳が大内盆地全体で唯一の確実な前方後円墳であることも含め、古墳時代の大内盆地がその可視範

性（つまり同古墳の被葬者の勢力範囲）を中心エリアとして機能していた可能性を物語っている。

その尾根の西麓に築かれた馬塚古墳（大内御堀字馬塚、六世紀初頭の前方後円墳または円墳）は、古墳時代前期の集落を削平した場所に造成されている（8）。この古墳からの可視領域を検討しておく、盆地西方の千坊、盆地南方の間田などまでカバーするが、盆地中央域の矢田はほとんど含まれず、もちろん東方の長野も含まれていない（図7）。つまり可視領域に注目する限り、隣接する大内氷上古墳ではなく、立地こそ離れてはいるが高尾古墳群に近い形状を示していることになる。こうした違いからすると、大内氷上古墳と馬塚古墳の被葬者の間には、単に一代差のある後継者というだけでなく、保持する権

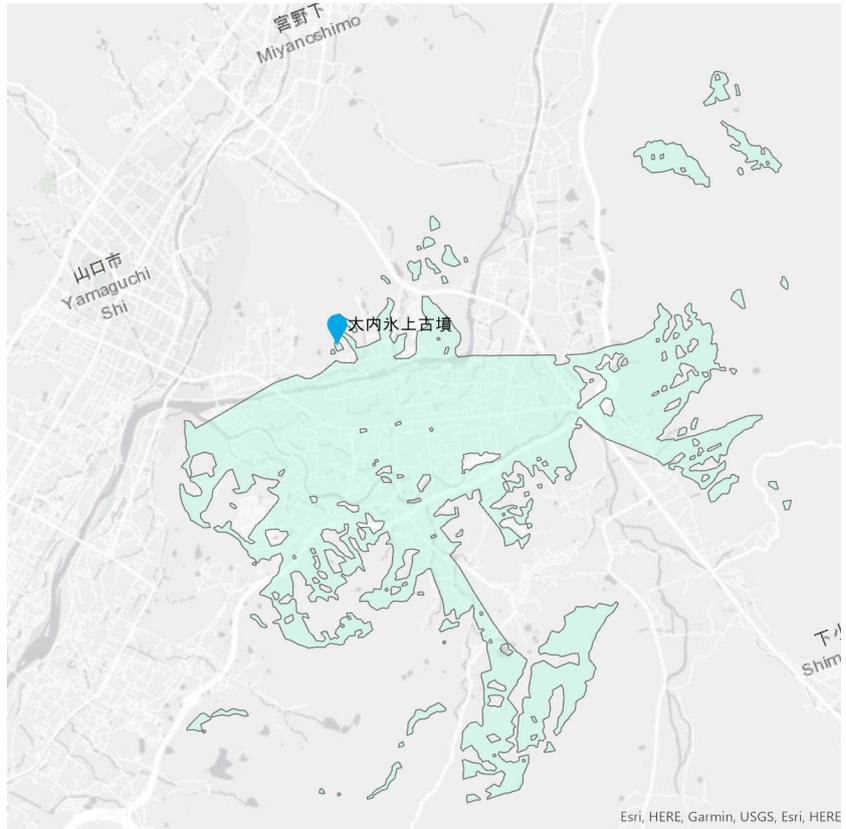


図6:大内氷上古墳からの可視領域

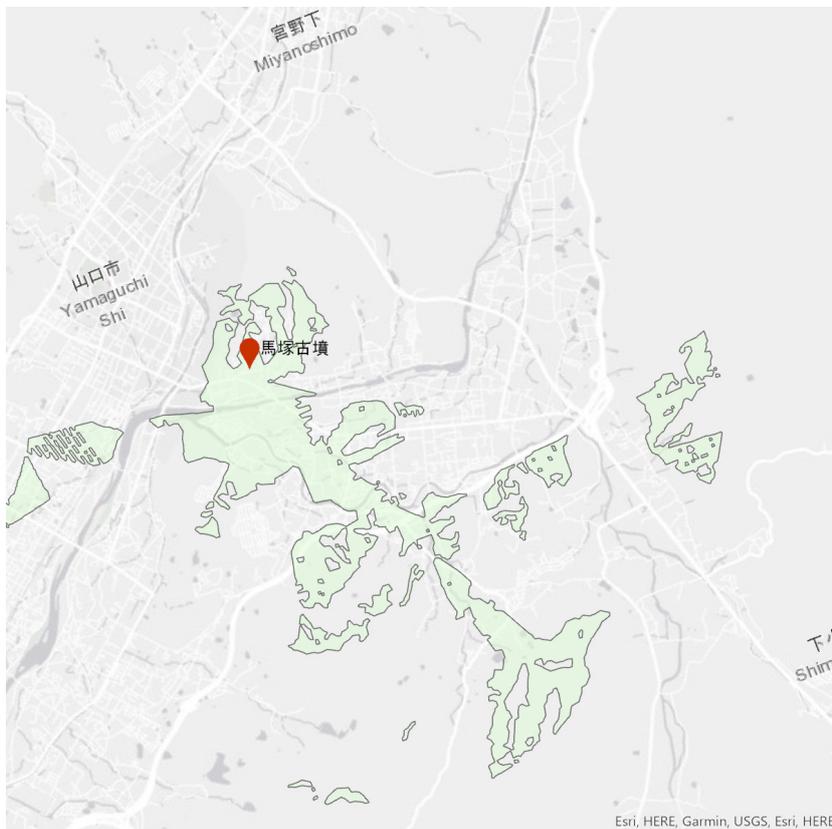


図7:馬塚古墳からの可視領域

力に質的な違いがあった可能性も想定できるかもしれない。

なお、以上に見てきたように大内氷上古墳・馬塚古墳などは、弥生期の生活拠点を転用して墳墓を造成している点で共通している。こうした傾向は、弥生期以来の生活圏を継承する勢力が、先祖たちの居住エリアを転用して、これらの古墳を造成していた可能性を示している（9）。

ところで、古墳時代に各地の首長層の主導で始まったと考えられる平野部における開墾は、奈良・平安期以降の条里制に基づく水田地割へと展開する。先行研究を踏まえて、大内盆地におけるその施行状況を確認しておく、全体としては矢田西域を中心に大規模な条里が敷かれている。その西方の千坊や、東方の長野にも小規模な飛び地が形成されているが、中間の微高地の利用は避け

られている¹⁰⁾。つまり矢田を中心とする仁保川南岸が、古墳・平安中期における開発中心域と考えられる。これらの水田地帯は、山口県内の周辺地域でも同様の傾向が検出されており、いずれも河川流路に浸食されずに残った沖積面のうえに展開するという共通性を示しており(図8)、その立地の選択は同一の基準でなされていることが明白である。

ただし注意すべきは、千坊く矢田にかけて敷かれた条里と、東方の長野に敷かれた条里は方位が異なる点である。隣接地区における条里の方位のズレは山口盆地内では珍しくないが、この種の現象の要因としては、自然傾斜の違いや施工主体の違いなど幾つかの背景が想定される。大内盆地の事例の場合、先行研究では造成時期が異なる可能性が想定されているが¹¹⁾、そうであれば、後

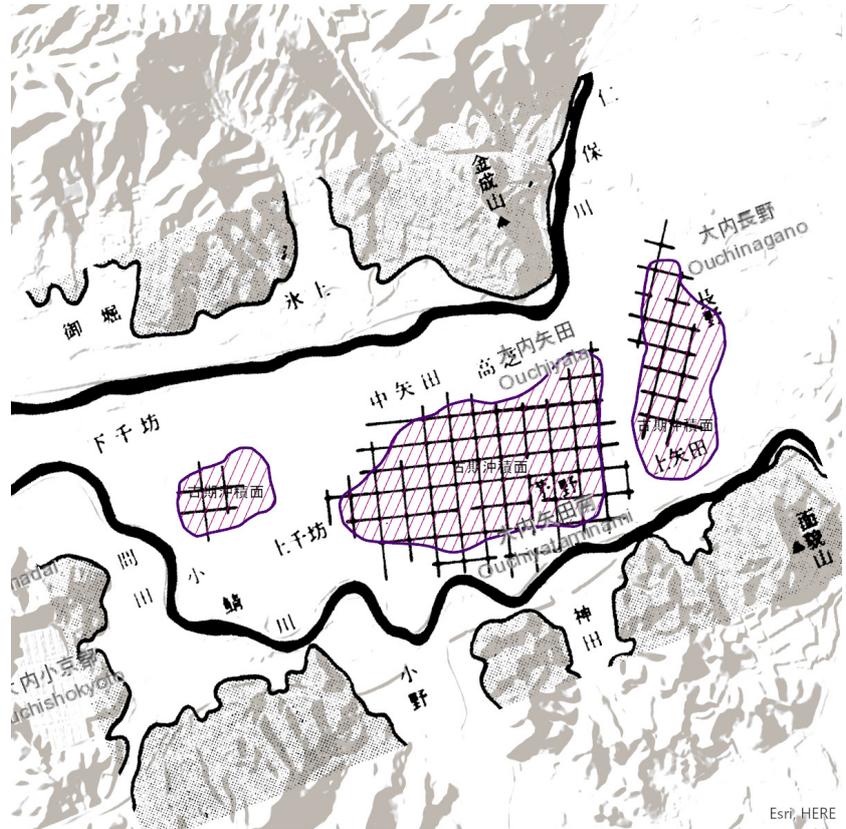


図8:条里の想定図

中期以降の事例でも、盆地北西の御堀に所在し、盆地中心部の勢力の墓所と見なされる大内水上古墳・馬塚古墳は、建造時期の差から石室の基本形態(竪穴 or 横穴)こそ異なっているが、石室の石積方式(扁平な割石を小口積)の同一性や、外側に葺石・埴輪を並べないという共通点からも、系譜的に連続する主体によって造成されたかと判断される。一方、盆地北東の長野に所在する大塚古墳(五世紀中葉〜後半の円墳群)は、石室の石積み方式(小型石材を積み上げ、間に小さな割石を詰める)や、外側に葺石・埴輪を並べる点など、造成方法が異なる¹²⁾。前者のうち、たとえば大内水上古墳の埋葬施設が、弥生時代の箱式石棺墓の系譜を引く形式なのに対し、後者の石棺が畿内系の長持形石棺の影響を受けた特殊な形状である点も踏まえると、前者の御堀地区に古墳を造成した集団とは異なるルーツを持つ集団の墓所と推定される。同古墳群の中心と想定される一号墳(円墳)は、直系三六m・高さ五m弱の規模を誇り、同じ山口盆地内にある前方後円墳、新宮山古墳(全長三六m)、大内水上古墳(全長二八m)、朝田13号墳(全長二四m)などと比較しても、体積では大幅に上回っている。墳形こそ円墳だが、現地では相応の勢力を誇っていた人物の墓所と考えられよう。

参考までに大塚古墳群(沖積地からの比高五〜一〇mの洪積台地上に展開)からの可視領域の範囲を検討してみると、北方は仁保の方面まで広がり、南方は盆地中央部の矢田の一部にまでかかるかなり広い範囲に及んでいることは分かる(図9)。こうした範囲からしても、この古墳群の被葬者たちは、大内盆地の東部(可視領域からは小野も含む可能性がある)から、その北方の仁保にかけてを支配圏とする勢力だった可能性が想定できる。

こうした分析結果からすると、すでに古墳時代の段階で、この地域は御堀・

述する八田郷(大内盆地の西方から中央にかけての地域)と仲河郷(大内盆地の東方から北方の仁保にかけての地域)における主要勢力の違いと対応する可能性もある。

こうした矢田と長野の間における地域差は、すでに古墳時代の段階で確認できる。たとえば古墳時代前期の盆地中心部で見られる特殊な習俗として、石棺の蓋石に盃状の穴(雨垂れ穴のような形状)を刻む風習がある。この現象は西方の平川・吉敷にも伝播している一方、東方の長野・仁保・小野では事例が確認されない¹³⁾。

中期以降の事例でも、盆地北西の御堀に所在し、盆地中心部の勢力の墓所と見なされる大内水上古墳・馬塚古墳は、建造時期の差から石室の基本形態(竪穴 or 横穴)こそ異なっているが、石室の石積方式(扁平な割石を小口積)の同一性や、外側に葺石・埴輪を並べないという共通点からも、系譜的に連続する主体によって造成されたかと判断される。一方、盆地北東の長野に所在する大塚古墳(五世紀中葉〜後半の円墳群)は、石室の石積み方式(小型石材を積み上げ、間に小さな割石を詰める)や、外側に葺石・埴輪を並べる点など、造成方法が異なる¹²⁾。前者のうち、たとえば大内水上古墳の埋葬施設が、弥生時代の箱式石棺墓の系譜を引く形式なのに対し、後者の石棺が畿内系の長持形石棺の影響を受けた特殊な形状である点も踏まえると、前者の御堀地区に古墳を造成した集団とは異なるルーツを持つ集団の墓所と推定される。同古墳群の中心と想定される一号墳(円墳)は、直系三六m・高さ五m弱の規模を誇り、同じ山口盆地内にある前方後円墳、新宮山古墳(全長三六m)、大内水上古墳(全長二八m)、朝田13号墳(全長二四m)などと比較しても、体積では大幅に上回っている。墳形こそ円墳だが、現地では相応の勢力を誇っていた人物の墓所と考えられよう。

参考までに大塚古墳群(沖積地からの比高五〜一〇mの洪積台地上に展開)からの可視領域の範囲を検討してみると、北方は仁保の方面まで広がり、南方は盆地中央部の矢田の一部にまでかかるかなり広い範囲に及んでいることは分かる(図9)。こうした範囲からしても、この古墳群の被葬者たちは、大内盆地の東部(可視領域からは小野も含む可能性がある)から、その北方の仁保にかけてを支配圏とする勢力だった可能性が想定できる。

こうした分析結果からすると、すでに古墳時代の段階で、この地域は御堀・

矢田など盆地中央部を拠点とする勢力と、北東部の長野（から、おそらく北方の仁保まで）に広がる勢力に区分されていたと考えられる。前者が、令制下の八田郷で勢力を持っていた郷名氏族（のちの矢田部氏）となり、後者が仲河郷で勢力を持っていた氏族となったと考えるのが自然だろう。

後者の正体は不明だが、中央政界と一定の関係を保持する勢力だったらしい（後述するように、平安中期のこの地域に御厨が存在することは、そうした関係性の延長線上の現象かもしれない）。その主要拠点は、大塚古墳群の近辺に所在が推定される弥生時代の集落や、同じく同古墳群の近隣に展開する下長野遺跡（奈良末〜平安時代にかけての掘立柱建物群）¹⁴ などであろう。現在、この長野地域は「大内長野」と呼称され、もともと大内盆地の一部をなすかの

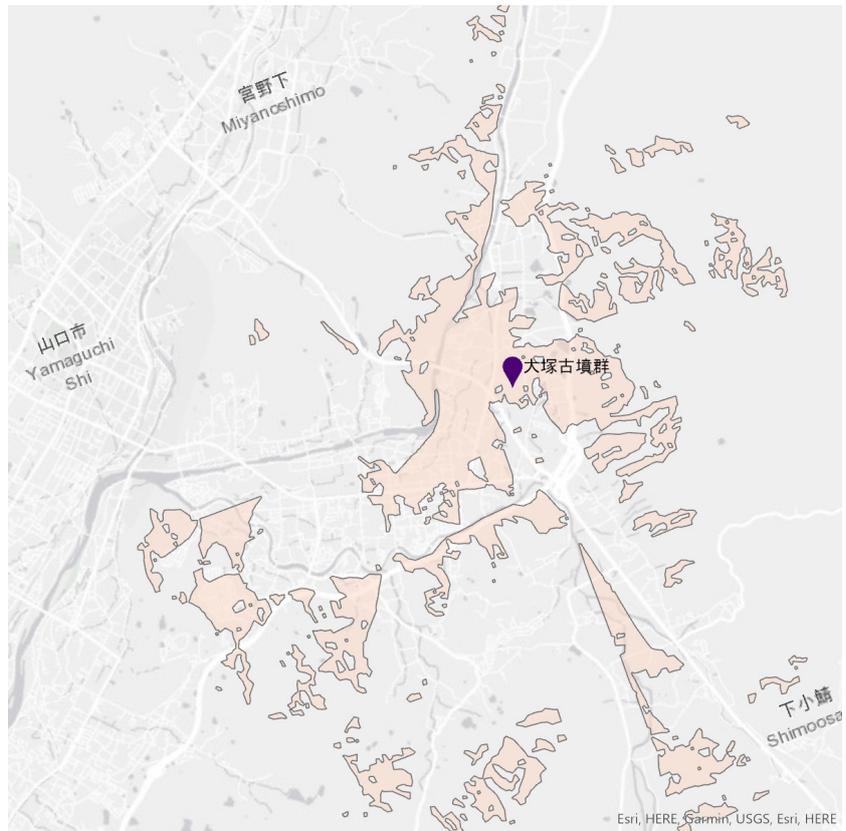


図9:大塚古墳群からの可視領域

この行政単位を定める際、名称の設定にはいくつかの特徴があった。たとえば、その地域の主要勢力名⇨行政単位名という関係が多く地域で確認されるのも、その一つである。本稿で取り上げる吉敷郡八田郷の場合、矢田部氏¹⁷が郷名と一致する、いわゆる「郷名氏族」と考えられる。隣郡の佐波郡内でも、牟礼氏・日置氏・玉祖氏などの類例が少なくない。

郷名氏族とは、氏族名⇨居住地の郷名という関係を持つ集団のことである¹⁸。郷名設定の段階で、郷内の開墾を中心的に担っていたことなどから、政治的・社会的に優位を占めた勢力と考えられる。周防国全体に視野を広げても、国名と関連する周防氏（熊毛郡）や、郡名と関連する佐波氏（佐波郡）など類似の存在は数多い。

つまり「八田郷」という名称は、この地域で支配的な勢力を保持するのが矢

田部氏

第二節 八田郷と大内村 郷名氏族としての矢田部氏

つづいて、七世紀以降の状況を見ていこう。すでに中央では、七世紀後半の段階で、古代中国から継受した律令法に基づく行政組織の運用が施行され始めていた。全国を道・国・郡という行政単位に区分し、郡の住民を郷（当初は里）単位で組織するその統治方式は、八世紀初頭までに列島の大半の地域（東北部と九州南部を除く）で施行されていく。山陽道に属する周防国の場合も、国内が六郡に分割されたうえ、各郡の住民が数個の郷単位で把握される体制が施行された。

如く扱われている。しかし「当庄内永野」^{仁保庄}（貞和四年（一三三八）十月十七日足利直義裁許状）『山口市史史料編中世』南北朝期25』と見えるように、少なくとも中世の段階では、大内ではなく仁保の一部と見なされていた。そうしたあり方は、少なくとも古墳時代の段階まで遡る可能性が高い。

一方、盆地中央部の勢力の拠点は、弥生時代における生活範囲こそ先述したとおりだが、平野部への移行後の拠点は未発見である。ただし御堀遺跡（山口市大内御堀）から、七世紀代まで遡る様式の平瓦が出土しており、その辺りに初期寺院が存在した可能性が指摘されている¹⁵。古墳と初期寺院の連続性も踏まえれば¹⁶、大内水上古墳などを作った氏族が初期寺院を作った可能性が高い。寺院の建立主体としては、時期的に見てものちの矢田部氏が想定されよう。

田部氏であることを示す名称ということになる（行政地名は「好字」二字に揃える原則から、表記や字数は異なるが）。当然、令制施行当初のこの地域における矢田部氏の影響力は大きく、その後もしばらくは支配秩序を大きく揺るがす現象は生じなかったようだが、のちに変化が訪れる。「大内」地区の開墾が、それである。

「大内」という地名は、郡名として讃岐国に、郷名として伊賀国伊賀郡・丹後国加佐郡・伊予国和氣郡などに見える。また播磨国揖保郡の古代地名（『播磨国風土記』）や、莊園名（下野国芳賀郡・伊賀国伊賀郡）としても確認される。このほか漢字表記が異なっても同源とみなされる地名は全国各地に点在しており、いずれも判明する限り「オホチ」・「ヲホチ」という三音が付訓されている¹⁹⁾。

これらの地名は、事例の分析から「盆地状の地形」と関連するという理解が一般的である。語源の由来については諸説あるが²⁰⁾、参考となるのは「邑智駅家。…品^{（品）}天皇、巡行之時、到^{（到）}於此処^{（此）}、勅云。吾、謂^{（謂）}狭地^{（狭）}、此乃大内之乎。故、号^{（号）}大内^{（大）}」（『播磨国風土記』揖保郡条）・「大内川・小内川・金内川。大者称^{（称）}大内^{（大）}、小者称^{（称）}小内^{（小）}。生^{（生）}鉄者、称^{（称）}金内^{（金）}」（同 宍粟郡条）という記事である。ここで「大内」地名は「狭地」の対義語として利用されている。なお後者の現地比定²¹⁾によれば、現地は宍粟市一宮町と考えられるので、風土記に見える三本の川は現在の揖保川・草木川・公文川などに比定してよからう。つまり、この比定地は北方から流れてきた三本の川の合流地点という点で、山口盆地の大内周辺と類似する景観を呈している。周防国吉敷郡の大内の場合も、樫野川に仁保川・問田川などが流れ込む地形のなかで、仁保川・問田側の間に広がる平野部を「大きな川内、川流に沿って比較的大きな平地²²⁾」という意で「大内」と称したと考えるべきだろう²³⁾。

この「大内」に、隣郡の達良郷から多々良氏が進出してきた時期・経緯を直接に示す史料は現存しない²⁴⁾。後世の断片的な史料のなかで注目されるのが、中世前期における大内氏の所領・所職を書き上げたらしき「大内介知行所領注文」（『防府市史 史料Ⅰ』）という史料である。そこには多数の所領が列挙されているが、本拠地周辺の所領として注目されるものに「矢田令」・「大内村」がある。とくに前者は、周防国内の一七箇所の所領の冒頭に掲げられている点からも、この注作文作成時における重要度が確認できる²⁵⁾。漢字表記や行

政単位こそ異なっているが、「矢田令」が令制下の「八田郷」の中心エリアを指していることは間違いないからう。なお「大内村」は、後述するように、旧来の八田郷の一部を切り分けた新たな行政区画と推定される。いずれにせよ、国内外各地の所領のなかで、令制下の行政区分でいえば吉敷郡八田郷に所在する所領が、同氏の根本所領と見なされていた可能性は高い。

このように、後世の大内氏にとって主要な所領と見なされた大内盆地だが、いうまでもなく旧来の盆地の住人たちにとって、入植当初の多々良氏は新参のよそ者に過ぎない。同氏の進出段階において、開墾が容易なエリアは住人によってすでに用益されており、まずは新たな田地の確保が喫緊の課題となったはずである。逆に言えば、事前にその見込みが立っていたからこそ、多々良氏の一流は、わざわざ本拠地を離れて別の郡へ移住してきたと考えられる。

進出勢力が開墾作業に携われるのは、そのエリアで旧来の領主・住人らが手をつけていない（あるいは経営を放棄した）未開地と考えられる。一般に、条里制施行地域では用水の供給が潤沢な一方、その外延に位置する地域ではさまざまな要因から開発が進まなかったり、開発されても安定性の低い耕地が多くを占めることになる²⁶⁾。別名の支配権が、こうした荒地・荒田の開墾権（あるいは再開墾権）に根拠を持つことは既に指摘されている²⁷⁾。多々良氏が獲得した別名（この場合は大内村）開発のための別符とは、このように旧来の領主（矢田部氏）が開墾を放棄した地域²⁸⁾の開墾権を承認する内容だったと考えてよい。別符の発給までの過程では受領の意向が重要だったろうから、その獲得には国衙在庁としての立場がものを言ったろうが、実際の開発に際しては、相当な自助努力が必要となったはずである。勿論、旧来の地域支配者である矢田部氏（国衙在庁としての同僚）の好意的対応も重要であり、同氏の援助なくして実現不可能な企画だったと考えられる。

具体的に、この時期の大内盆地において、外来者（この場合の多々良氏）が用益を許容される地域、つまり矢田部氏の影響力（興味）が最も弱い地域はどこなのか考える際、注目されるのが条里制の未施行地域である。平安中期頃までの段階で、大内盆地のうち仁保川北岸（現在の氷上地区など）が開墾の対象とされていないことは既に述べた。これは条里制施行に際して、水源よりも標高の低い地域に自然傾斜を利用して用水を分配する方式が採られた²⁹⁾からである。この地域は、仁保川と宮野丘陵との間に二段にわたって沖積段丘が形

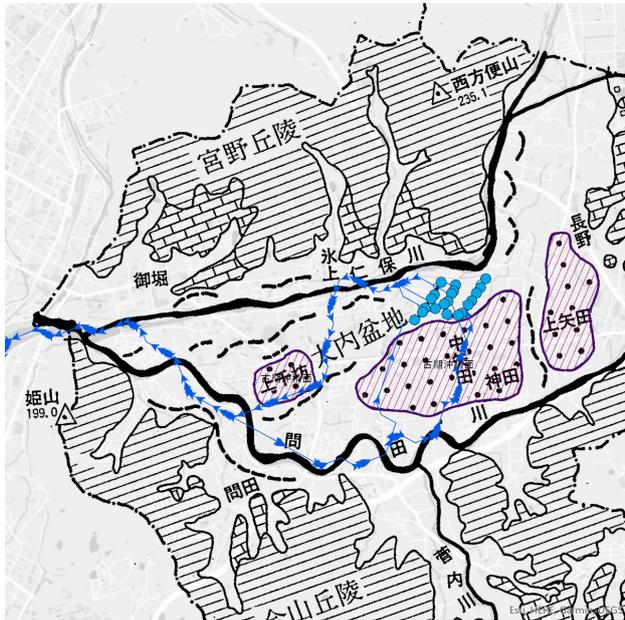


図10B：仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

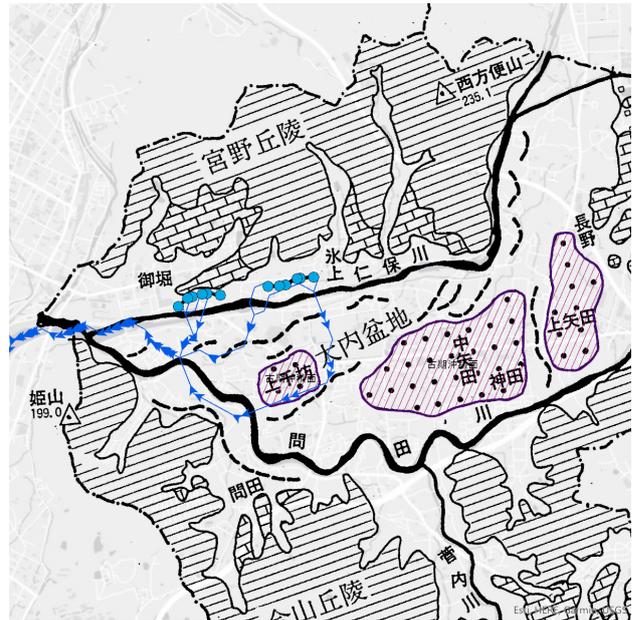


図10A：仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

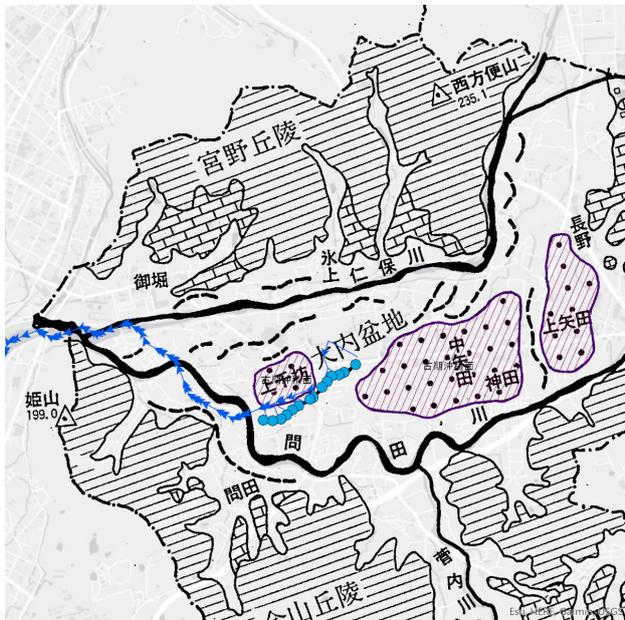


図10D：仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

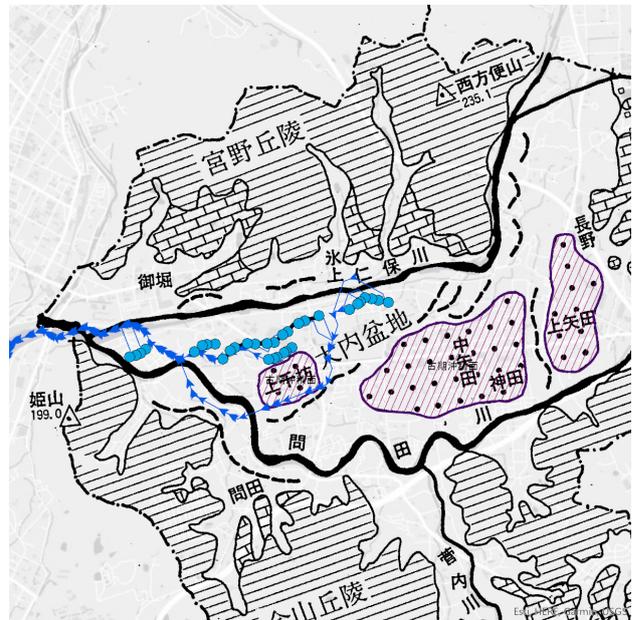


図10C：仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

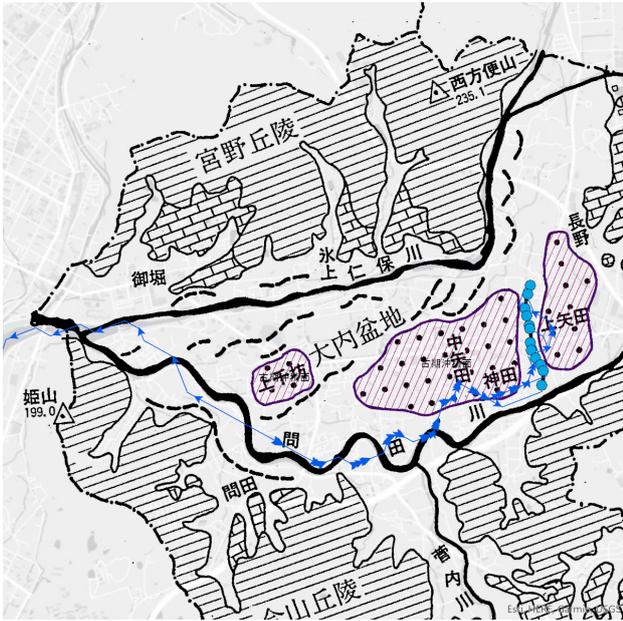


図10F：仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

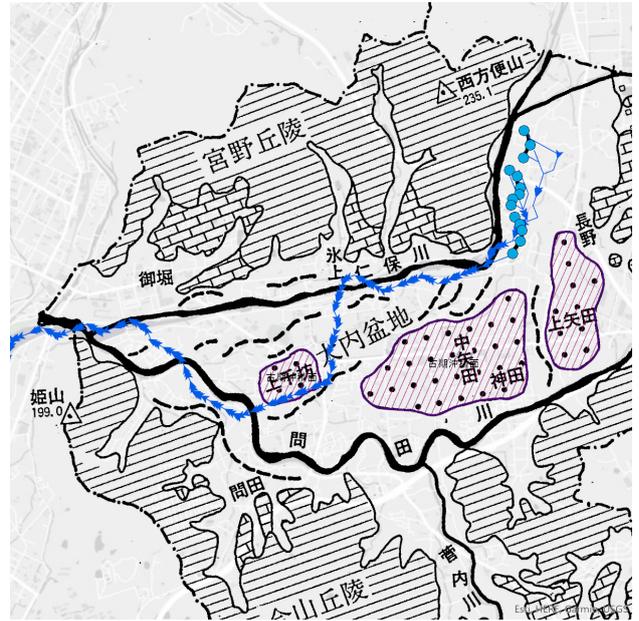


図10E：仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

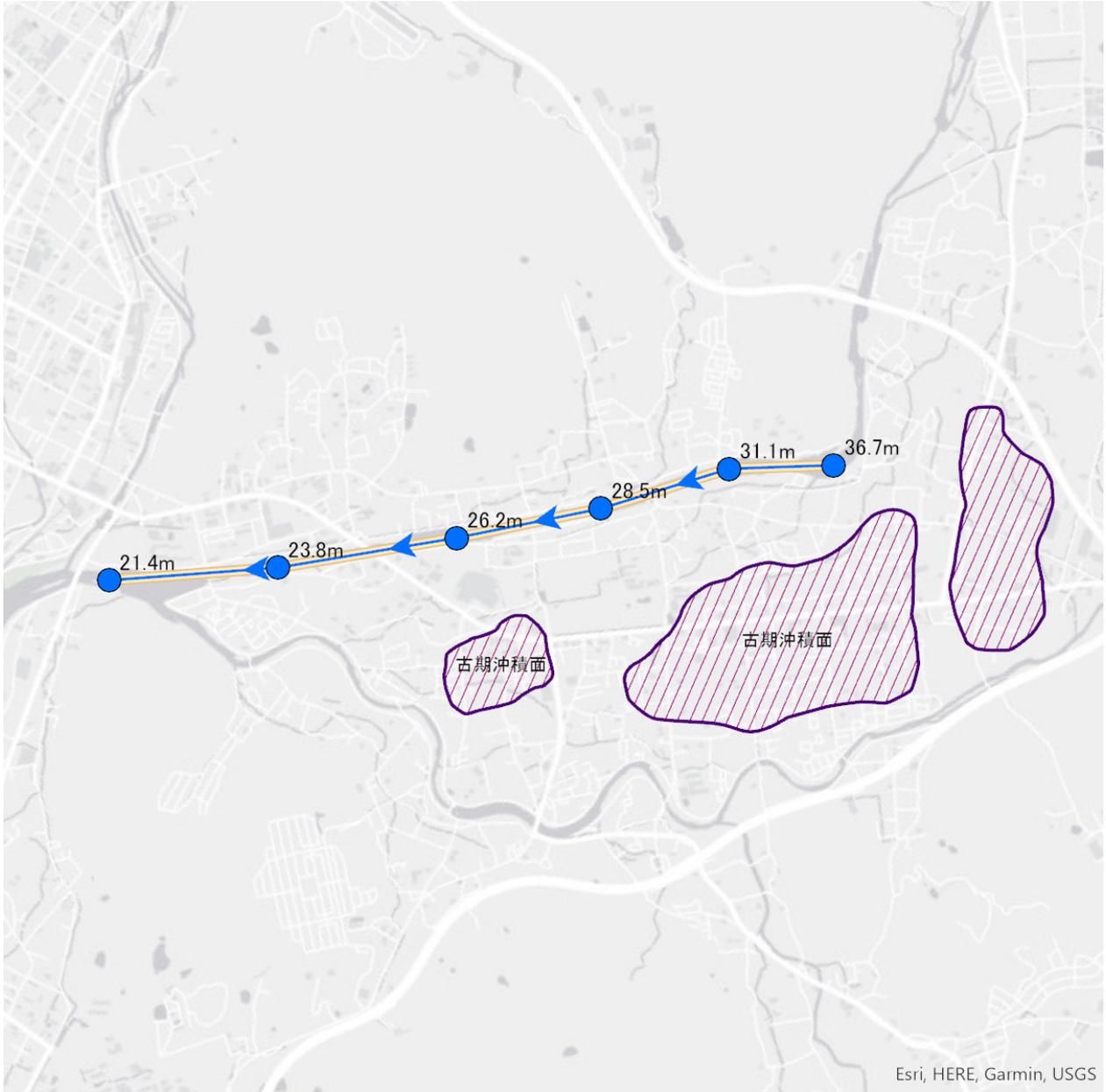


図10G_1:仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

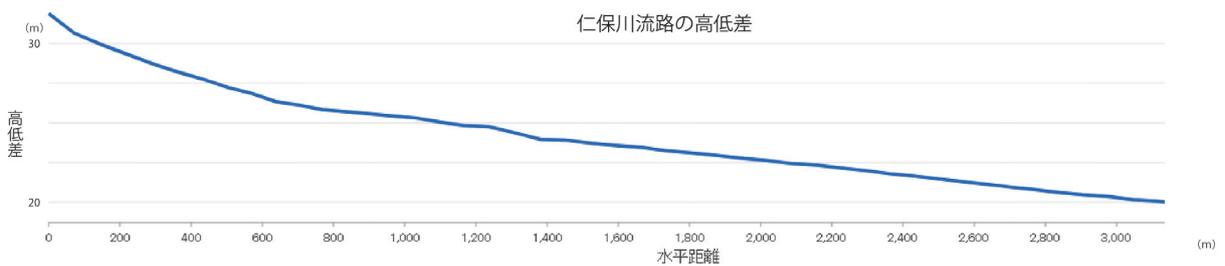


図10G_2:仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性



図10H_1:仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

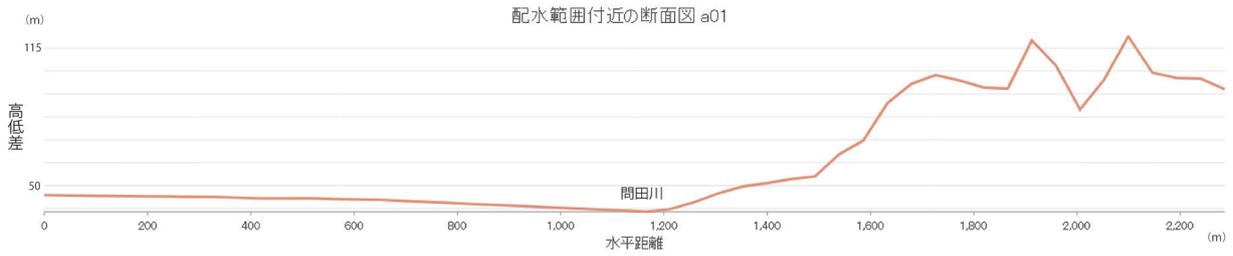


図10H_a01: 仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

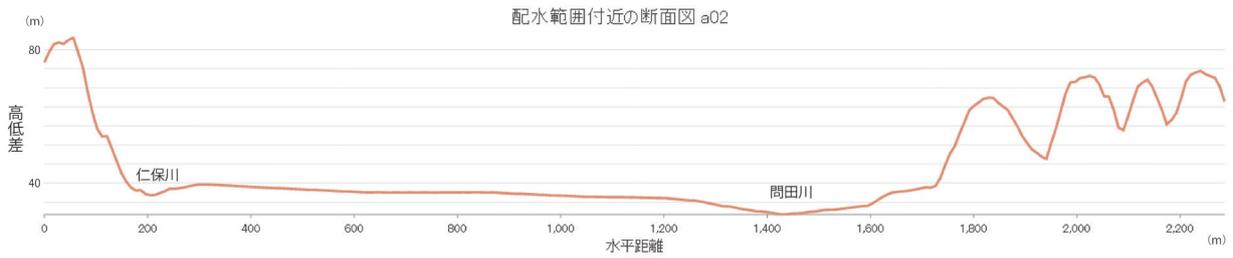


図10H_a02: 仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

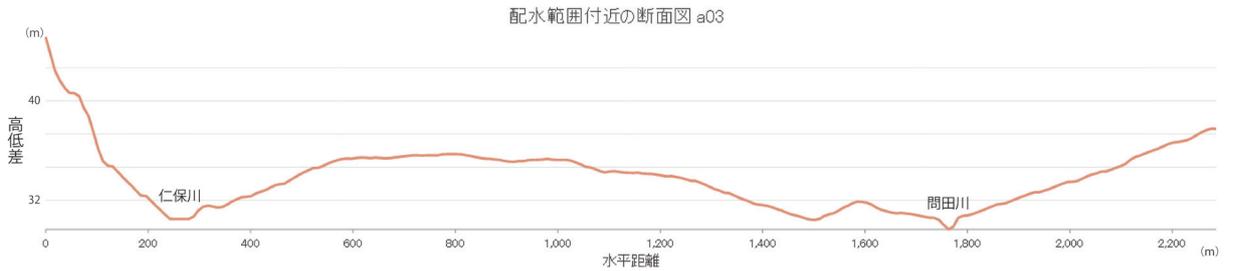


図10H_a03: 仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

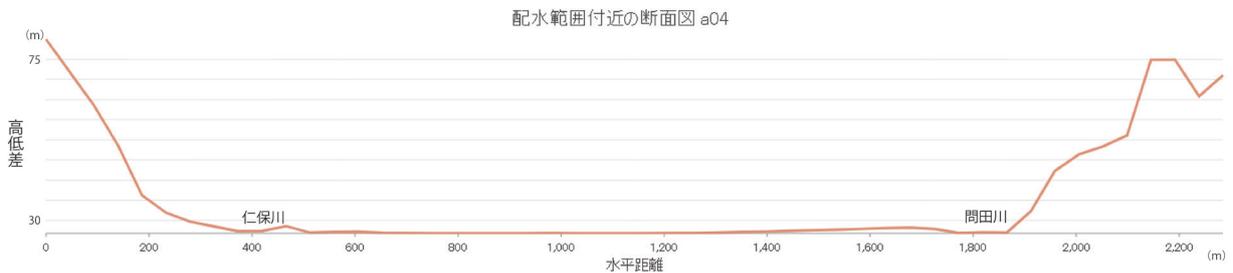


図10H_a04: 仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

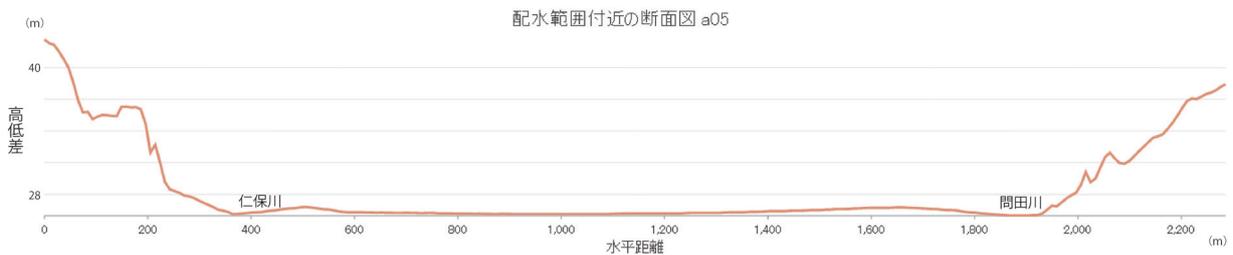


図10H_a05: 仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性

成されている。そのうちの上位段丘では海拔五〇〜四〇mに達し、下位段丘でも海拔三五〜三〇mの高さがある⁽³⁰⁾。こうした標高からも、旧来の給水技術によつては、これらの段丘よりかなり低い位置に流れる仁保川から(該当範囲では、図10Gで示したように、海拔三六〜二一m)、この地域への給水は困難なことが分かる。

こうした前提を踏まえると、同時期に行われた仁保川の流路変更工事が注目される。先行研究によれば、平安後期から鎌倉前期にかけてのものと思われる治水工事によつて、それまで移動を繰り返してきた仁保川の流路は段丘側に近い側へと大幅に変更・固定化され、宮野丘陵の金成山の麓においてほぼ90度に近い角度で折れ曲がるという人工的な形状を呈するに至っている⁽³¹⁾(図10⁽³²⁾)。

なお、大内盆地は、全体に南側ほど標高が低い構造を呈している(後掲の断面図グラフも参照)、盆地北方を流れる仁保川は基本的に南方へしか配水できない(図10G・Hを参照)。つまり仁保川の流路を北方へ移動するほど、配水可能な範囲は拡大していく。発掘成果やその他各種の痕跡分析からうかがえるように、古代における仁保川の自然流路は、洪水のたびに盆地中央部に近い箇所で変動し続けていた。こうした状況が続く限り、流路よりも北側の段丘沿いの地域が不毛の土地であり続けることは、図10で示した旧流路毎の配水可能地域に関するシミュレートの結果を見ても明らかである。

たとえば図10Aは、現流路よりも北方に位置する旧流路が生きていた段階における配水可能な方向をシミュレートしたのだが、どの地点からも流量の北方へは配水されない結果となっている。なお10Aで取り上げた旧流路は、流路調整前のものと思われる旧流路のほとんどが現流路よりも海拔が低いところを流れるのに対し、現流路よりも高い箇所を流れるという不自然さからして、人工的に設定されたものである可能性がある。高いところに流路を設定すればするほど、水田化可能な面積が広がることを念頭に置けば、あるいは最初期の流路調整の成果だった可能性もある(その場合、結局、不自然な流路が維持できず、現流路の位置に変更したということになる)。

また10B・C・Dによれば、盆地中央を通過するルートの場合、千坊よりも北方への配水はまったく不可能な状況が確認できる。試みに、10Eのように北方から取水して、河川本流とは別に造成した用水路を経て配水しようと試

みた場合でも、千坊より北方の地域へは配水が難しい結果となっている。とくに図10Fのように、かなり手前で南下して問田川と合流していた時期の場合、盆地の北部全体は水田としての利用が不可能になってしまふ。

北方から南下してきた仁保川の流路の角度を見る限り、10DまたはFの位置を流れるのが自然であるが、以上のシミュレーションからは、そのように流れる場合、盆地北部の3割近くの地域で水田耕作を実施するのが難しい状態となることが判明した。こうした問題を解決する必要があるから古代末期に行われた大規模な流路変更工事によつて、仁保川から配水可能な範囲が大幅に拡大し、新規に配水可能となったエリアが開墾地として用益されるに至ったと考えられる。

なお大内盆地内の標高差を見る限り、南方の問田川は盆地中心部よりも海拔が低く、盆地全体への給水元としては機能し得ない(図10Hを参照)。そのため、仁保川の流路調整によつて対応する必要が生じる。仁保川の新流路の選定に際しては、できるだけ広い範囲に配水できるように、少しでも標高の高い箇所を探した可能性が高い。実際、盆地の断面図を見る限り、現流路はほぼそうした条件を満たしているようである(図10H)。現状の仁保川の流路が、どこまで当時の形状を止めているのか確認しがたいとはいえ、南方の問田川と比較して、とくに大内盆地内における流路の不自然さは特徴的である。仁保方面から南下してきて大内盆地に入るあたりでの直角に近い不自然な折れ曲がりや、盆地に入った後の直角に近い流路を見る限り、人工的な工事の結果であることは明らかであろう。この段階で選定された新流路によつて、仁保川からの配水可能域は格段に広がったことが推定されよう。

興隆寺跡やその周囲の発掘成果によれば⁽³³⁾、古代・中世の仁保川北岸(古墳時代以降に平野部への進出で放棄された地域)には湿地が広がっていたことが判明しており、原初的な形態での稲作の実施は不可能ではなかったと考えられる(おそらく弥生期には、これらの湿地で粗放農業が行われていたのである)。しかし雨水や丘陵からの自然流水に頼った弥生時代と同レベルの水稲耕作によつて、古墳時代以降の標準的な収量を実現するのは困難である。かつて古墳時代の段階で、盆地北方の段丘沿いエリアの用益が放棄されたのは、そうした理由によるのだろうか。

段丘沿いのエリアに十分な配水を行うために流路を変更した仁保川は、このあたりでは細くても20mを下らない幅を呈しており(現状)、その流路を東西

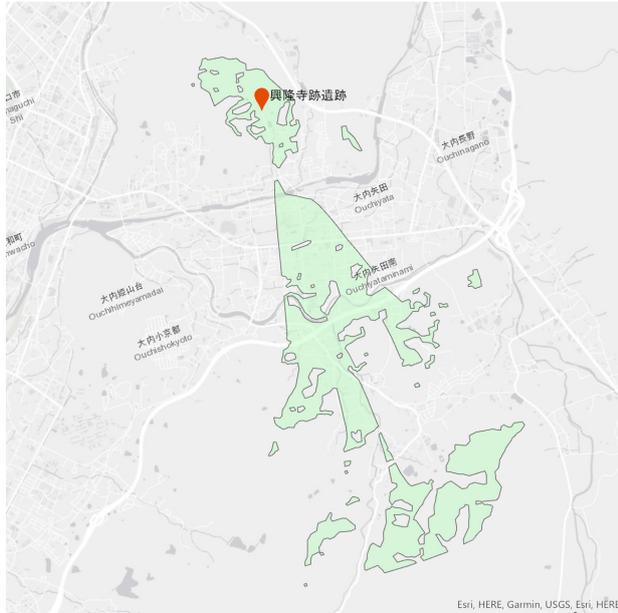


図11 A：興隆寺からの眺望(13m)

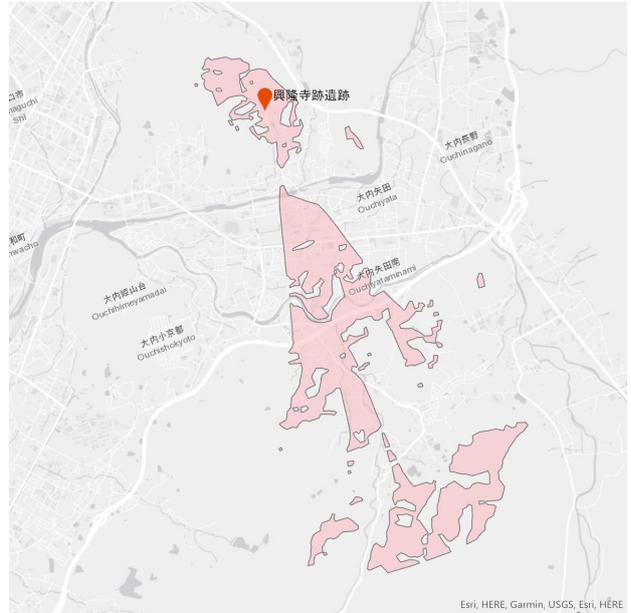


図11 B：興隆寺からの眺望(10m)

3 kmほどにわたって付け替えるというのは、相当な大工事である。この流路変更や、それに続く水田開墾を中心的に進めたのが、隣郡から進出してきた多々良氏だったと考えられる。この種の事業を進めるに当たり、同氏が周防国衙在庁の地位にあったことは重視すべきであろう⁽³⁴⁾。難工事の終了後、当地の最深部に、のちの大内氏が氏寺（興隆寺）を建立していることも踏まえれば、当初の「大内村」とは、この治水工事によって新たに用益可能となった仁保川沿岸の段丘沿いの細長いエリアを指していたと考えてよい。

なお興隆寺の立地は、ここで述べたように新開地「大内」の最深部ではあるが、その可視領域を中心的な堂が存在したエリアを基点に確認しておくこと、図12に表示されているとおり、やや狭めの範囲ではあるが、矢田中部を主要なアピール対象としている可能性が想定できる（※図11 A・B「興隆寺からの可視領域」）。なお現存する興隆寺の旧本堂（龍福寺に移建）は13 m程度の高さがあるが、これは創建当初の本堂ではない。ここでは、それよりもやや小振りに10 mの高さの建築物を想定した計測を行ったが、規模が違ってもアピールの範囲・方向に大きな違いは生じない（参考までに高さ13 mで計測したデータも揭示しておく）。こうした特徴は、単に新開地の中心的な施設という機能に止まらず、この寺の建立が、大化前代以来、数百年にわたって矢田部氏に從ってきた旧来の住民たちへの示威を目的としている可能性も示している。

第三節 多々良氏と八田郷との関わり

関連史料が皆無なため断定はできないが、平安中期頃までの多々良氏の勢力範囲は、ほぼ本貫地（佐波郡達良郷）に限定されていた可能性が高い。おそらく活動範囲を本貫地に限定する状況が長く続いていたために、関連史料が残されなかったであろう。

ところが一二世紀以降、中央政界における勢力扶植⁽³⁵⁾などと連動して、周防国内でも地盤強化・勢力拡大を進める傾向が生じたと考えられる。ただし本貫地のある佐波郡は国府所在郡で、国府北辺の玉祖神社（一宮）を拠点とする玉祖氏を始め、有力勢力が幅をきかせており、新規進出の余地は大きくなかったであろう。隣接郡（吉敷郡）への進出は、おそらくそうした制約に押される形で実施されたと推定される。ただし吉敷郡八田郷と多々良氏との関わりについて、とくに同時期の史料はほとんど残されておらず、進出の背景も時期も

正確なところは定かでない。そこで、後世の系図類³⁶⁾にみえる情報を整理するところから検討をはじめたい。

系図には、多々良氏の一流が本拠地（佐波郡）から出て、「大内」（吉敷郡）との関係を強める過程について、いくつかの情報が記されている。まず大内への進出時期をみておくと、一二世紀末に活躍した満盛の一〇代前の「正恒」の項に「始立館舎」、号「大内」^①・「立館舎」、号「大内」^②とある。ただし正恒は満盛から一〇代前の人物なので、一代二〇年として一〇世紀代、三〇年として九世紀代の出来事となり、いずれにしても史実とは見なせない。

つぎに「大内介」を名乗りはしめる時期についてだが、系譜類によれば、「満盛（寿永年中、始号「大内介」）」^①、「盛房（寿永年中、初号「大内介」）」^②、「満盛（寿永年中にはじめて大内介と号す）」^③と、注記の付された箇所こそ違えども、いずれも「寿永年中」（一一八二〜八五）に名乗り始めたという点で一致する。ただし後述するように、確実な同時代史料からは、この時期の彼らが「大内介」の呼称で周囲に認知されていたとは確認できない。そのため、一二世紀末に多々良氏と「大内」の地の結びつきが強まったという認識が、一族のなかに伝承されていたことを示す情報と理解するに止めておくべきだろう。

この点に関連して興味深いのは、大内盆地の北方に広がる仁保へ、鎌倉初期に平子（三浦）氏が地頭として入部している現象である³⁷⁾。治承・寿永の内乱期に際して、周防国にも平家方に加わった勢力があったことは、たとえば一ノ谷合戦への参陣者として「周防国には、石国源太維道・野介太郎有朝・周防介高綱」（『源平盛衰記』巻三六。長門本『平家物語』巻一六もほぼ同文）などの名が見えるとおりである³⁸⁾。ここに挙がる三者のうち、岩国（源）氏は、乱後に本領を失い辺境へ追いやられていく。野介氏は、鎌倉期以降も野介荘（筑前国）を拠点とする支族が続いているようだが（『鎌倉遺文』一六一三〇ほか）、周防国内での活動は確認できなくなる。周防氏は、伝統的名族の周防国造（熊毛郡・玖珂郡が本拠）の子孫だが、この時期以降、一切姿を見せなくなる³⁹⁾。

この種の平家方に与力した勢力の所領・権益の多くが、新たな主体へと移管される過程で、山口盆地でも複数の箇所支配者の変更が生じ、多々良氏の当

地における勢力が拡大した可能性も想定されなくはない。とくに、仁保川上流域を拠点とした勢力が源平合戦の結果として失脚し、関東から新たな勢力が入部してきたという変化が生じたことは間違いない。これは、かつての大塚古墳群や下長野遺跡に象徴される勢力（あるいは、その後継勢力）が⁴⁰⁾、平家方に与して力を失った結果と考えられる。すでに大内盆地と一定の関わりを持つていた可能性が高い多々良氏にとっても、こうした変化は何らかのプラスに働いたであろう。

さいごに、大内家の当主が「矢田」を名乗る時期について確認しておきたい。各種系譜では、満盛の三代後の「弘家」（？〜一二〇〇⁴¹⁾）の項に、異名として「矢田太郎」号「大宮」^①、「矢田太郎、大宮殿」^②、「太郎、矢田を称し、のち大宮と号す」^③などが見える。矢田（八田）は、先述したように伝統的なこの地域の名称で、大内家の当主がこの名称を異名とするということは、この段階までに大内村のみならず矢田令までを支配領域に含めたことを反映している可能性が高い⁴²⁾。古代の八田郷は矢田部氏の本拠であり、同氏は一三世紀前半に姿を消すまで周防国における有力な国衙在庁として活動していた⁴³⁾。進出当初の多々良氏が「八田（矢田）」ではなく「大内」を名字とし、また後に地名十介の呼称として「大内介」を採ったのも、おそらく旧来の領主である矢田部氏との差別化を図るためであろう。こうした配慮が不要となった段階に移行したことを、前述の現象は物語っていると見るべきであろう。

つぎに、系譜類よりも年代が明確な諸史料によって、多々良氏と「大内」の関わりについて見ていこう。先に整理したように、系図類では一二世紀末の寿永年間から「大内介」を名乗り始めたという説明がなされているが、とくに後世の系図では、多々良氏の本流の当主へ一律に「大内介」という称号を付した形跡があり、後世の史料においてこの呼称を付された人物（とくに初期の人物）が、実際に大内に拠点を置いていたことを示す訳ではないと考えた方がよい。

絶対年代の判明する最初期の史料としては、「寿永二年（一一八三）十一月梶原景時奉書」（『予章記』）のなかに、「周防大内介」という表現が見える。これを史実とみて、大内介の呼称は寿永年間までには成立していたとする見解もあるが⁴⁴⁾、次掲の『吾妻鏡』の事例と同様、史料の編纂時（室町後期）に

における認識（大内介⇨多々良氏の当主）を示すに過ぎない可能性が高い。

つぎに、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）正月十九日条に見える「大内介」という表現は、それに次いで古い事例である。ただし、この史料は「重源上人使者参訴云：（中略）：者。有沙汰。被仰使者云：（中略）：云々。」とあるように、口頭でのやりとりを復元する形で記事にされており、「重源上人使者」の発言中に「大内介」という表現が用いられるのを、当時そのままのやりとりとするのは、躊躇される。『吾妻鏡』では、文字で書かれた原史料があったとしても、原文をそのまま引用せず、編纂時点での名称に改編して掲載する事例は少なくない⁴⁵ことも念頭に置けば、確実な初見とはいえない。

こうした不確実な史料を除くと、依拠するに足る史料は一三世紀中頃まで下る。事実上の初見史料は、「建長三年（一二五二）十月七日 六波羅御教書案」（『鎌倉遺文』七三六八）で宛所に「大内介」と記される事例であろう（「同年十二月十三日付 六波羅御教書案」（『鎌倉遺文』七三九〇）も同様）。つづく「正元元年（一二五九）十月十八日 少弐景頼書状」（『鎌倉遺文』八四一七）にも、宛所に「周防大内介」と記されている⁴⁶。

このように見てくると、多々良氏の一流が吉敷郡の大内に進出し田地の開墾を始める（第二節）のは平安後期の可能性が想定されるが、地名を肩書きとして名乗るほどに経営が本格化するのは一三世紀前半以降である可能性が高い。もし平安後期以前から同地に進出していたとしても、多々良氏による地域経営が安定するのは、旧来の支配者である矢田部氏が力を失った時期以降と考えるべきだろう。

第四節 矢田部氏の失脚とその後

さいごに、大内盆地における矢田部氏の勢力消滅と、多々良氏による支配権の独占までの経緯を簡単に確認しておきたい。すでに見たように、多々良氏と同じ周防国衙在庁の矢田部氏が大化前代から本拠としていた矢田令（古代の八田郷）は、多々良氏の一流が一三世紀前半のうちに支配するようになっていた可能性が高い。

結果として、狭い盆地内で両雄並び立たずということになった訳だが、これが多々良氏側の積極的な攻勢による矢田部氏追い落としの結果とは考えにくく、そもそも多々良氏は後からの転入者であり、近隣エリアを支配する矢田部

氏の好意なくして、同地への進出や開墾地の経営はままならなかったはずである。この時期の国衙在庁間の結合については、一宮を介した間接的な紐帯が指摘されてはいるが、具体的な実態は不明と言わざるをえない。ただ一般論として、在庁相互の婚姻関係などによる直接的な紐帯形成も少なくなかったはずで、多々良氏の隣郡進出に際しては、その種の関係性が背景にあった可能性が想定される。

このような背景を前提として、多々良氏は盆地内に一定の支配エリアを確保し、そこが「大内村」と称されるようになる。ただし、これは盆地内における矢田部氏の勢力範囲（古代の八田郷の中心地域⇨中世の矢田令）と比べれば、生産力などの点で劣っていたはずである。そうしたこともあって、矢田部氏の健在なうちは、多々良氏は地域における支配的な影響力を確保できなかった可能性が高い。

このうち、多々良氏は矢田令の全体を支配するようになるのだが、その法的根拠はどこにあったのだろうか。この点を考える際に参考になるのが「永正十三年（一五一六）七月二十五日 年預五師書状」（『防府市史 史料Ⅰ』・東大寺文書二四（雑庄）一六八三）である。この史料によれば、東大寺は多々良氏から返還されない国衙領に関する苦情申し立てのなかで、矢田令を具体例として挙げている⁴⁷。つまり同地は多々良氏の私領ではなく、国衙（東大寺）から与えられた所職⁴⁸を根拠として領有する地域だったことになる。つまり多々良氏による矢田令の領有経緯は、隣の大内村を拠点として次第に浸食していったというような曖昧なものではなく、大内村⇨開墾領主としての経営、矢田令⇨国衙所職によって管理、という明確な差があったことが判明する。

おそらく、「正治二年（一二〇〇）十一月 周防国在庁官人置文」などを最後として、矢田部氏が国衙の関連文書に姿を見せなくなった（⇨在庁官人として失脚した）のち、多々良氏はその所職を吸収する形で当地での経営を本格化させたのである。令制下の「郷」を母体とする矢田令に対し、「大内村」は新興の開墾地という性格が強く、矢田令の書生職を確保したことにより、多々良氏の山口盆地における経営基盤は、ようやく確立したと考えられる。前述の「大内介知行所領注文」（『防府市史 史料特』）で、自らの名字の地である「大内村」よりも、「矢田令」を重視した配列をしているのも、両者の生産力の圧倒的な差が大きな理由であろう。こうした段階に至り、大内家の当主が異

名として「矢田」を名乗るようになる。矢田を名乗る弘家の代に、はじめて同地が多々良氏の勢力下に収まったと断言することはできないが、彼の代までに矢田令全体が多々良氏の支配下に入った（＝矢田部氏の勢力が消滅した）ことは間違いあるまい。

矢田氏失脚の背景は、時期的に見て三代将軍源実朝の暗殺（一二一九年）から承久の乱（一二二一年）に至る中央政界の政治過程と関連する可能性が高い。たとえば承久の乱において、矢田部氏が京方につき、多々良氏が中立（あるいは幕府側に付いた）という経緯などが想定されよう⁽⁴⁹⁾。なお大内盆地内の表探遺物の数量から、古墳時代後期・奈良・平安時代にかけて矢田地区における人口増加が想定される一方、中世以降、低迷に転じることが指摘されている⁽⁵⁰⁾。こうした現象の一因として、中世前期における矢田部氏の失脚も想定できる可能性があらう。

このようにして大内盆地における大化前代からの主要勢力は消滅し、平安後期以降に進出してきた新興勢力が全権を掌握するようになった。こののち多々良氏は大内の地から離れ、より広い山口盆地の北西部に本拠地を移すことになるので⁽⁵¹⁾、彼らが大内盆地を拠点としていた期間はそう長くない。ただし移転以降も、大内には菩提寺である興隆寺が残るなど、同氏にとって重要な場所であり続けたことは、当地の開墾にまつわる困難の記憶が代々伝承されていた可能性を示唆している。

おわりに

以上、大内盆地における人々の原初的な営みから始まり、階級社会発生後の盆地内の支配的な勢力が矢田部氏を称する段階を経て、律令制下の吉敷郡八田郷で彼らが支配的な役割を果たした段階や、平安後期頃に同国の佐波郡から多々良氏の一流が進出し、「大内」を名字とする段階を経て、最終的に矢田部氏が失脚し多々良氏一強となる段階に至るまで、順を追って確認してきた。

その結果、従来、ほとんど具体的な検討もなまま繰り返し言及されるに止まっていた大内盆地と多々良氏の関わりは、大化前代から周防国に居住してきた同氏の歴史のなかで、比較的新しい時期における短いものに過ぎなかった可能性が確認できた。一方、入植当時の彼らが、この盆地において果たした重要な役割についても、いくつかの事象が見えてきた。大内氏の菩提寺（興隆寺）

をめぐる研究成果⁽⁵²⁾などを除き、従来は空白に近かった草創期における大内氏の活動実態は、本稿の分析によってようやく研究の先鞭が付けられたと言つてよい。

「はじめに」でも述べたように、現在の山口市周辺では、さまざまな歴史的な事象を取り上げる際、十分な分析を経ることもなく中世後期の大内氏との繋がりがかりが強調され、また同氏と直接関係しない諸事象については検討がな おざりにされる傾向も目立つ。こうした現状に対する批判的な思いが、本稿執筆の背景にはある。書き終わってみて、山口盆地における歴史的な展開過程を検討する際、一旦、大内氏から離れて考えることで、当の大内氏に関しても新しい側面が視野に入るといふ印象を強くしたが、いかがであらうか。

〔注〕

1) 吉敷郡内の郷配置や、その名称の由来については、渡辺滋「『和名類聚抄』所載の郷名をめぐる検討―周防国吉敷郡の事例について―」（『山口県立大学国際文化学部紀要』二六、二〇二〇年）・同「古代地名「カシザキ」考―周防国吉敷郡の事例を考える基礎作業―」（『日本歴史』八八三、二〇二一年）を参照。また佐波郡内の郷配置については、渡辺滋「古代の多々良氏から中世の大内氏へ―国衙在庁の中央出仕とその後―」（『山口県立大学国際文化学部紀要』二九、二〇二三年）を参照。

2) 草創期の大内氏をめぐる先行研究としては、平瀬直樹『大内氏の領国支配と宗教』（塙書房、二〇一七年）所収の諸論考がほぼ唯一のものだが、多くの点で従えない。草創期の大内氏に関する私見については、渡辺注1論文（渡辺二〇二三）を参照。

3) GISを利用した分析に際しては、倉田研治「GISプラットフォームによる歴史的景観の復元―周防国府を事例として―」（『山口県立大学国際文化学部紀要』二八、二〇二二年）の中で用いた手法を大内盆地に合わせて利用している。先行事例として、平井松午編『近世城下絵図の景観分析・GIS分析』（古今書院、二〇一九年）や矢野桂司『京都の歴史GIS』（ナカニシヤ出版、二〇一一年）のように、都市部や城下町を研究対象とした取り組みは見受けられる。地方社会を対象として、歴史的な景観を対象にしたGISを用いた研究はそれほど進んでいない。そこで、先進性と汎用性を

考慮し、ESRI社のArcGIS Proによりデータを作成した。具体的にはArcGIS Geo Suite地形など最新の基礎データや、資料のGISデータ化による2D、3Dデータを用いた視覚化や分析を実施した。

なお地理データの入力に当たっては、山口郷土読本編集委員会編『山口郷土読本』（山口市教育委員会、一九七二年）・山口市教育委員会文化課編『山口市内遺跡詳細分布調査（大内地区）』（山口市教育委員会、一九九四年）・「山口市埋蔵文化財地図」（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/110/124568.html>）所載の各種データを利用した。

4) 山口市教育委員会編『大内水上興隆寺跡遺跡』（同会、一九九〇年）・山口市教育委員会編『興隆寺跡遺跡Ⅱ』（同会、二〇〇〇年）・山口県埋蔵文化財センター編『仏供田遺跡』（同センター、一九九三年）・山口県教育委員会編『大内水上古墳』（同会、一九八六年）。山口市教育委員会編『問田片川遺跡』（同会、一九八五年）。なお縄文時代以前の生活の痕跡については、大内御堀地区の原遺跡から黒曜石の切片が、御堀遺跡から縄文土器の破片がそれぞれ出土している程度である。また盆地からはややはずれるが、南方に隣接する小鯖には、旧石器時代の石器や縄文晩期の土坑が見つかった毛割遺跡がある。

5) 若狭徹『古墳時代の水利社会研究』（学生社、二〇〇七年）。
6) 磯部貴文「高尾古墳群」（『山口市史 史料編 考古・古代』山口市、二〇一二年）・同「高尾古墳群 第1次調査」（『山口市埋蔵文化財年報』三、二〇〇四年）・古賀信幸「銭貨」（『山口県史 資料編 考古Ⅱ』山口県、二〇〇四年）を参照。この隣接地に広がる妙見社古墳群・山崎古墳群についても、これと一連の古墳群と考えてよいように思われる。なお山口盆地では、朝田墳墓群（山口市朝田）・上の山古墳（山口市宮野）など、丘陵から周辺平野部を見下ろす面に墳墓を造成することが一般的で、同様の傾向は高尾古墳群にも共通する。

7) 図5「高尾古墳群からの可視領域」など可視領域の分析に際しては、ArcGIS Proの解析オンラインツールから可視領域によるデータ解析を用いている。入力した観測点の標高データから最精細な解像度を選択し、周辺の地形から分析された可視領域がマップ上に描画される。なお三好博喜「古墳の景観」（『京都府埋蔵文化財論集 四』京都府埋蔵文化財調査研究セン

ター、二〇〇一年）も指摘するように、遠方から存在が視認できることと、詳細な形状を確認できることは区別する必要があるのは勿論だが、ここではとりあえず前者の範囲を検討対象とした。

8) 山口県教育委員会 注4著書（一九八六）・山口県教育庁社会教育課編『山口市馬塚古墳緊急発掘調査概要』（同課、一九七一年）。

9) 墓域の所有権が、用水の利用権など他の生活域に付随する権益と同様、よほどのことがない限り維持・継承されることについては田中広明「古代の開発と地域の編成」（天野努ほか編『古代の開発と地域の力』高志書院、二〇一四年）の指摘を参照。

10) 山口県内の条里遺構については、八木充「条里制と土地開発」（『山口県史 通史編 原始・古代』山口県、二〇〇八年）を参照。なお磯部貴文「古代」（『山口市史 史料編 考古・古代』山口市、二〇一二年）によれば、山口市域に残る条里地割は、湯田地区や宮野地区の事例から平安前〜中期（Ⅱ別名制に基づく開発以前）であることが確認されており、大内地区も同時期と推定される。

11) 三浦肇「条里制の遺構」（山口郷土読本編集委員会編『山口郷土読本』山口市教育委員会、一九七二年）・同「山口県下における条里遺構について」（『歴史地理学』一一五、一九八一年）の成果は、最新の八木注10論文などでも踏襲されている。山口盆地全体として、狭い単位で方位を異にする条里地割が施工される傾向が目立つことについては、高橋学「原始古代の環境変化・土地開発・災害」（『山口県史 通史編 原始・古代』山口県、二〇〇八年）の指摘も参照。

12) 山口市教育委員会編『神田山石棺』（同会、一九八一年）・松岡陸彦「神田山石棺の盃状穴と山口盆地の盃状穴板石」（『盃状穴考』慶友社、一九九〇年、初出一九八一年）。

13) 大内水上古墳・馬塚古墳については注8著書を、大塚古墳については山口教育委員会ほか編『山口市大塚古墳』（同会、一九八四年）を参照。

14) この遺跡については、山口市教育委員会編『下長野遺跡』（同会、一九九三年）・前田耕次「下長野遺跡」（『山口市史 史料編 考古・古代』山口市、二〇一二年）を参照。なお、古代遺跡を対象とするGISを利用した「可視領域」研究の現状に関しては、宇野隆夫『実践 考古学GIS—先

端技術で歴史空間を読む―(N T T出版、二〇〇六年)などを参照。

- 15) 佐藤力「御堀遺跡」(『山口市史 史料編 考古・古代』山口市、二〇一二年)。なおこうした断片的な徴証からすれば、鎌倉期以降の大内氏によって興隆寺・乗福寺を初めとする多数の伽藍が建立される以前の段階から、盆地内ではこの地域に寺院を建立する傾向があったと考えられる。とくに興隆寺の場合、この地区が水利の問題から水田耕作に適さないことだけでなく、古墳時代以来、地域の支配者層の墓所が集中することも念頭に置けば、盆地内で聖地のように見なされていた可能性が想定される。発掘調査の成果(注4)によれば、土地利用の最盛期(室町期)においても、この地域は湿地のまままで民衆による利益がなされた形跡は確認できないとされる。そうした実態も、当地の利用が何らかの理由から制限されていた可能性を物語っている。
- 16) 初期寺院は前代の古墳に代わり権威を示す目的で造営されるものなので(森郁夫「初期寺院の諸相」『日本古代寺院造営の研究』法政大学出版局、一九九八年)、古墳を造営していた氏族がその近辺に造寺する場合が多い。
- 17) 全国に散在する「八田」・「矢田」・「八部」を称する郡・郷の名称が、いずれも矢田部氏と関連することについては、これらの古代地名がいずれも「やたべ」と訓じられることなどから、たとえば加藤謙吉「平群地方の地域特性と藤ノ木古墳」(『大和政権と古代氏族』吉川弘文館、一九九一年、初出一九九九年)などが述べるように、通説的理解となっている。周防国吉敷郡の八田郷については、渡辺滋「『和名類聚抄』所載の郷名をめぐる検討―周防国吉敷郡の事例について―」(『山口県立大学国際文化学部紀要』二六、二〇二〇年)も参照。
- 具体的には八田郷(備中国下道郡)の状況を見ておくと、里制(七一五年)下の「吉備中国下道郡・矢田里矢田部刀祢□」(藤原宮出土)という荷札木簡や、間壁葎子ほか「富比売墓地買地券の検討」(『吉備古代史の基礎的研究』学生社、一九九二年、初出一九八〇年)・岸俊男「『矢田部益足買地券』考釈」(『遺跡・遺物と古代史学』吉川弘文館、一九八〇年、初出同年を参照)などの検討する天平宝字七年(七六三)の備中国下道郡八田郷の買地券で矢田部石安(戸主)・矢田部益足(郷長)などの名がみえる事例からも、同郷の主要居住者は矢田部氏であることが判明する。なお『新撰姓氏録』によれば、矢田部氏には物部系と賀茂系の二種が確認されるが、周防国

の同氏がいずれかは定かでない。

- 18) 吉田晶「和泉地方の氏族分布に関する予備的考察」(小葉田淳教授退官記念事業会編『小葉田淳教授退官記念国史論集』同会、一九七〇年)が提起した学術用語。
- 19) 石見国邑知郡をはじめ、河内国洪川郡邑智郷、同国志紀郡邑智郷、能登国羽咋郡邑知郷や、播磨国揖保郡大市郷・備中国窪屋郡大市郷など。たとえば『大日本地名辞書』は邑智郡(石見国)の項で「古訓於保知とあるより推せば、大内の意にや」とする。発音については、蜂矢真郷『古代地名の国語学的研究』(和泉書院、二〇一七年)を参照。
- 20) 鏡味完二ほか『地名の語源』(角川書店、一九七七年)・池田末則『日本古代地名伝承』(平凡社、一九七七年)・楠原祐介ほか『古代地名語源辞典』(東京堂出版、一九八一年)・谷川健一編『民俗地名語彙事典』(三一書房、一九九四年)などが、語源説を提示する。
- 21) 土佐雅彦「播磨の鉄」(櫃本誠一編『風土記の考古学 二』同成社、一九九四年)・福島好和「『播磨国風土記』にみえる鉄について」(『関西学院史学』三三、二〇〇六年)。
- 22) 吉田茂樹『日本地名語源事典』(新人物往来社、一九八一年)。
- 23) なお郷名氏族と対応する矢田という地名と、当地の自然地形に由来する大内という地名の範囲は、本来は重なり合っていた可能性が高い。しかし後世の行政地名としては、明確な区別がなされていたはずである。後者が前者の一部(未開墾地)を切り分けて成立した経緯も踏まえれば、「中世の大内村の範囲は近世の長野村・矢田村・御堀村を併せた程度」という平瀬直樹「本拠地の変遷」(註2著書、初出二〇一五年)の推定は、成り立たつまい。
- 24) 多々良氏の大内進出の時期について「(大内村には)仁平元年(一一五二)に創建と伝える仁平寺があり、大内氏と深いつながりがあるので、少なくともそれ以前」(松岡久人『大内義弘』人物往来社、一九六六年)としたり、「大内介」称がみえる初期の史料などを根拠として、寿永年間は進出していたとする論者もあるが(福尾猛市郎『大内義隆』吉川弘文館、一九五九年)、根拠は不十分である。
- 25) この史料について、松岡久人『大内氏の研究』(清文堂出版、二〇一一年)は鎌倉時代とし、平瀬直樹『大内義弘』(ミネルヴァ書房、二〇一七

年）は鎌倉末期とするが、いずれも明確な論拠は示していない。列挙される所領の分析から、内容的にある程度は成立時期を特定できる可能性もあるが、とくに本稿の趣旨と関連しないので、ここでは矢田から宇野へ根拠地を移す以前（中世前期）とするにしておく。

26) 戸田芳実「中世初期農業の一特質」〔『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年、初出一九五九年〕。ただし潤沢な配水は、洪水の可能性と隣り合わせではある。松尾征二「大内地区の地理的・地質的環境」〔『山口市内遺跡詳細分布調査（大内地区）』山口市教育委員会、一九九四年〕によれば、仁保川の場合も、洪水のたびに流路を変えていたらしく（図10に見える複数の旧流路を参照）、流路に直接沿った地域は氾濫原となるので住居などとしては利用されていない傾向が確認されている。つまり、こうした洪水の被害を受けにくい既開墾地（沖積面）を除く周辺の土地、あるいは仁保川の流路よりも北方に広がる未墾地が開墾の対象として残されていたというのが、多々良氏の入植当時の盆地中央部の状況であろう。

27) 大山喬平「国衙領における領主制の形成」〔『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出一九六〇年〕・河音能平「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」〔『河音能平著作集 一』文理閣、二〇一〇年、初出一九六二年〕。

28) 大内地区に関する発掘調査は進んでいないが、大内矢田・御堀・長野地区に展開する条里について、八木注10論文は三浦注11論文の成果を踏襲し、計一―三町に及ぶ広大な条里が施行されていたと復元する。

29) 水野時二「条里制の歴史地理学的研究」〔大明堂、一九七一年〕。

30) 松尾征二「大内地区の地理的・地質的環境」〔山口市教育委員会編『山口市内遺跡詳細分布調査（大内地区）』同会、一九九四年〕。

31) 木村忠夫「古代・中世の大内地区の生活環境」〔山口市教育委員会編『山口市内遺跡詳細分布調査（大内地区）』同会、一九九四年〕。この治水工事の詳細については、とくに河流が逆L字型に流路を変更する地点周辺の発掘調査によって判明する可能性もある（ただし、現状では、河底を含め相当堅固な護岸工事が行われており、どこまで旧状が確認できるかは不安もある）。なお後述する過去の自然流路の変遷については、堀田政則「水郷大内に学ぶ」〔『地学教育と科学運動』五五、二〇〇七年〕も、航空写真の分析など

から固定化以前の仁保川の流路が暴走気味であったという同様の結論を示す。32) 「仁保川の流路変更と配水範囲・条里との関係性」での分析に際しては、ArcGIS Proの解析オンラインツールから下流解析によるデータ解析を用いている。旧河道に沿ったポイントデータを作成・解析し、地形の高低差を反映した水の流れをシミュレーションした。また断面図では、ArcGIS GeoStitch地形のDEMデータを用い、5mメッシュデータから大内盆地の高低差を出力した。図10B、図10Fでは、一部流水方向の矢印が逆行しているがシステムの描画不具合であり、ポイントから下流への方向となる。

33) 山口市教育委員会注4著書（二〇〇〇）は、湿地の主要範囲を興隆寺の寺域の南部で参道より西側一帯とする。興隆寺の寺域については、真木隆行「周防国大内氏とその氏寺興隆寺の質的変容」〔川岡勉ほか編『西国の文化と外交』清文堂出版、二〇一一年〕も参照。

34) 古墳時代にも小規模な河川の流路変更が行われていたことは、木下晴一「古代日本の河川灌漑」〔同成社、二〇一四年〕を参照。平安期に各種の治水技術が発展したという木村茂光「大開墾時代の開発―その技術と性格―」〔『日本古代・中世畑作史の研究』校倉書房、一九九二年、初出一九八二年〕の指摘に加え、奈良・平安期の地方社会において大規模な治水技術を持っていたのが国衙に限られていたという亀田隆之「国司と治水・灌漑」〔『日本古代治水史の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年〕の指摘もふまれば、この種の事業を行う際に国衙在庁層は優越的な立場を占めていたと考えられる。

35) 渡辺注1論文。

36) ここで取り上げる系図は、①「大内系図」〔『続群書類従』巻一八七〕、②毛利家文庫（山口県文書館）本「大内家系」〔『山口市史 史料編 大内文化』山口市、二〇一〇年〕、③「多々良氏系図」〔『寛政重修諸家譜』第一八）の三種である。なおこれらの系図類については、和田秀作（山口県文書館）のご教示を得た。

37) 平子氏入部の段階で、仁保の開発が進んでいたことは、田中倫子「周防の平子氏」〔横浜歴史博物館編『鎌倉御家人平子氏の西遷・北遷』同館、二〇〇三年〕を参照。

38) これらの勢力の平家側への与力を、内乱期以前からの平家による各国在庁

- 勢力の編成の成果とみなす、田中文英「平氏政権と西支配」（『院政とその時代―王権・武士・寺院―』思文閣出版、二〇〇三年、初出一九七七年）も参照。
- 39) 岩国氏については齊藤拓海「平家家人周防岩国氏について」（『史人』七、二〇一八年）を、周防氏については渡辺滋「平安期周防国の地域有力者と国衙機構―任用国司から国衙在庁へ―」（『山口県地方史研究』一二八、二〇二二年）を参照。
- 40) 清胤王書状にみえる仲河御厨（『平安遺文』二九〇）が、この地に所在したと考えられることについては、渡辺滋「『和名類聚抄』所載の郷名をめぐる検討―周防国吉敷郡の事例について―」（『山口県立大学 国際文化学部紀要』二六、二〇二〇年）を参照。こうした背景からも、仁保川上流の勢力が早くから中央と関わっていた可能性が推定できる。なお清胤王書状については、渡辺滋「『清胤王書状』群の成立と伝来―藤原在国（有国）の役割を中心に―」（『上智史学』六七、二〇二二年）を参照。
- 41) 弘家の没年は、各種の系図に「正安二年」（一二三〇年）とある。
- 42) 『防長風土注申案』は「此地もしくはハ矢田太郎弘家の居館ありし地ならん歟」（同書一二矢田村「郎君城」項）と考察し、御園生翁甫『防長地名淵鑑』（防長倶楽部、一九三二年）などもこの見解を継承する。
- 43) 平安後期から鎌倉初期にかけての「仁平二年（一一五二）八月一日周防国在庁下文」（『平安遺文』二七六三）・「正治二年（一二〇〇）十一月周防国在庁官人置文」（『鎌倉遺文』一一六三）・「正治二年（一二〇〇）十一月周防国阿弥陀寺田嶋坪付」（同一一六四）・「正治二年（一二〇〇）十一月周防国阿弥陀寺田嶋坪付」（同一一六五）などの周防国府関連文書には、矢田部氏の名が見える。
- 44) 福尾猛市郎『大内義隆』（吉川弘文館、一九五九年）。
- 45) 『吾妻鏡』編纂の過程でこの種の作為があることは、五味文彦「『吾妻鏡』の方法と原史料」（『増補吾妻鏡の方法』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九〇年）を参照。
- 46) このほか、『吾妻鏡』建長二年（一二五〇）三月一日条所引の「閑院内裏造宮雑事目録」（『鎌倉遺文』七一七九）で「大内介」とある事例も信頼してよからう。
- 47) 松岡久人「室町戦国期の周防国衙領と大内氏」（松岡久人『大内氏の研究』清文堂出版、二〇一一年、初出一九七二年）が、「諸郷官方衆相拘候内、矢田令被_三引渡_一候哉」（「年預五師書状」）という記述を根拠に指摘する。
- 48) 大内氏の矢田令支配は、没落した矢田部氏から受け継いだ「書生職」に依拠していた可能性が高い。多々良氏が他の国衙在庁から書生職を奪い取る方式で、各地の国衙領へ勢力を広げていた実態については、畠山聡「中世前期における東大寺による国衙支配と在庁官人」（『中世東大寺の国衙経営と寺院社会 造宮料国周防国の変遷』勉誠出版、二〇一七年、初出一九九五年）も参照。
- 49) 吉敷郡内に、承久の乱で失脚した勢力があったことは、「承久大乱」の結果、榎野荘に「新議_マ議地頭」が置かれた事例（「貞永元年（一二三二）九月東大寺申文」（『鎌倉遺文』四三八〇））からも推定される。
- 50) 木村注31論文。
- 51) 大内盆地における多々良氏の拠点については、現在のところ判明していない。先行研究では、たとえば「御堀の名貴族の居所に縁ありと思はる」（『防長地名淵鑑』）のように、「御堀（みほり）」という地名と関連付ける見解も散見されるが、とくに決め手はなく、現状では不明とするほかない。移転の時期については諸説あるが、遅くとも一五世紀のうちには移転したと考えられている。増野晋次・北島大輔「大内氏館と山口」（川岡勉ほか編『西国の権力と戦乱』清文堂書店、二〇一〇年）などを参照。
- なお大内を離れた大内氏が新たに館を構えた一ノ坂側西岸域（現在の龍福寺・八坂神社を中心とする地域）は、比較的広い平地が広がりながらも条里が未施行の未開発地域であり、周辺に水量の多い河川が存在しないために水の危険性が低いことも含め、大内からの移転には格好の条件を備えていたと考えられる。消去法によっても、宇野地区と宮野地区以外、近隣に適当な移転先（水田化されていない平坦な土地）は見いだせなかったのではないかと思われる。逆にいえば、とくにこの移転先に積極的な興味があつて選定した訳ではない可能性が高い。
- ちなみに「宇野（宇努）」の語源については、論者によって「ウ」の理解が分かるとはいえ、基本的に鏡味完二ほか『地名の語源』（角川書店、一九七七年）以来、野原・原野とする見解が通説となっている。つまり宇

野・宮野ともに、水田化が難しい「野」を多く含むことに由来とする地名と考えてよい。このような未開拓の乾いた土地への本拠移転や街路設定などは、ある意味で必然といえよう。

52) 真木注33論文をはじめとする同氏の一連の研究。

※) 本稿の執筆に際しては、第一〜二節におけるGISを利用した景観分析について倉田が専門的立場から協力し、それ以外の部分については渡辺が単独で執筆した。意見交換の後、全体の文面の調整を行ったのは渡辺なので、最終的な文責は同人に帰する。

古代の大内盆地（周防国吉敷郡八田郷）における支配構造 —GISを利用した歴史的景観の分析をふまえて—

渡辺 滋・倉田 研治

本論文は、古代の大内盆地の特質について、GISを利用して分析を進めた成果である。前半では、集落・古墳などの特性から始め、治水工事などの役割を検討した。後半では、前半の成果を踏まえ、中世前期にこの地域を拠点として勢力を拡大した、多々良氏（大内氏）の活動初期の実態について、各種の史料を踏まえて解明した。

The Structure of Domination in the Ancient Ouchi Basin (Hatta-go, Yoshiki-gun, Suo Province)

WATANABE Shigeru, KURATA Kenji

This paper is the result of a GIS-based analysis of the characteristics of the ancient Ouchi Basin. In the first half of the paper, we began with the characteristics of settlements and burial mounds, and examined the role of flood control works, etc. In the second half of the paper, based on the results of the first half, the actual conditions of the early activities of the Tatara clan (Ouchi clan), which expanded its power based in this area in the early medieval period, were elucidated based on various historical documents.